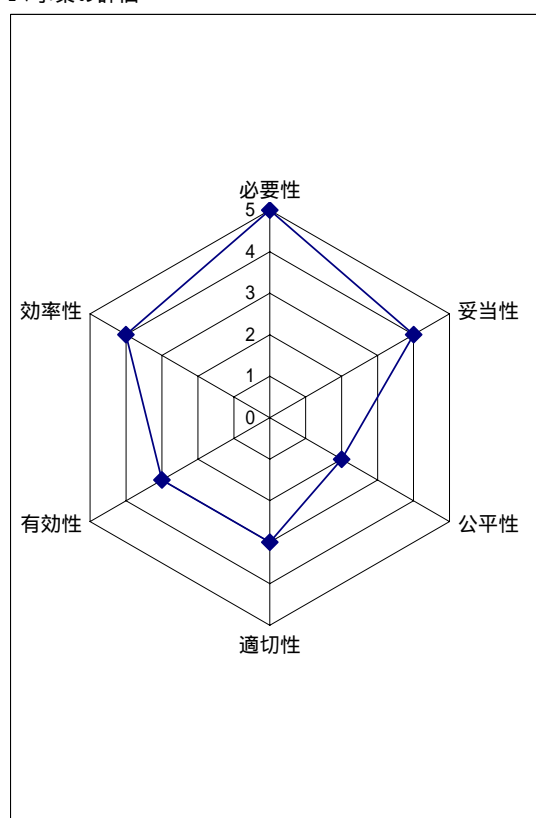


事務事業名	人権教育推進事業	担当部局	教育委員会
基本目標	明日を拓く豊かな市民文化と人づくり(教育・文化)	担当課名	生涯学習課
施策体系	だれもが楽しく学べる環境づくり	担当係名	生涯学習係
施策	市民の自主的な学習を支援する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	人権問題は、女性・子ども・高齢者、障害者・同和問題・外国人・ハンセン病・HIV感染者・罪や非行を犯した人・インターネットにおける人権問題など、複雑・多様化している。そこで、人が人らしく生きていくために、一人ひとりの人権が尊重され互いに尊重しあい、共生できる人権意識を育てていくため、この事業を推進する。		
事業の期間(開始/終了)	99年 99月 / 99年 99月		
根拠法令、条例、規則など	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		
事業が対象としている人(モノ)	市関係団体、PTA役員、家庭教育学級生、教職員 市職員、他市民全般		
具体的な活動内容	事業計画を立案する。		
	広報紙において、啓発活動を行う。		
	各小中学校・幼稚園の家庭教育学級において、啓発活動を行う。		
	人権啓発のための講演会・研修会を開催する。		
事業の成果	多くの参加者に学習の場を提供し、人権教育・人権啓発が実践できた。		
	市民の奉仕者としての市職員や、学校教育に携わる教職員に対し、人権の理解と認識を深めさせた。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている
	あらゆる差別や偏見をなくし、すべての人に基本的人権を保障するため、継続的な啓発事業が今後も必要である。
妥当性	4 法的な問題などがあり、行政が行うべき事業である
	県と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、事業を実施しなければならない。
公平性	2 広い範囲を対象としているが、活用は一部にとどまるなど、若干偏りがある
	市に關係する団体の構成員や市職員、教職員などは、まんべんなく参加を募ることができているが、一般市民の参加が少ない。
適切性	3 どちらとも言えない
	一般市民の参加が少ないため、参加呼びかけの工夫や参加しやすい日程の設定、事業内容の検討などの見直しが必要である。
有効性	3 どちらとも言えない
	継続して事業を行っているが、新規参加者の確認や事業の認知度をチェック(アンケート調査)していないため、成果の判断が難しい。
効率性	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている)
	現在、目に見えた効率化は進んでいないが、人権教育・人権啓発活動は、担当課だけでなく関連部署(学校教育課、女性政策室、福祉事務所、保健センター等)と連携を図るとともに、研修会・講演会を通じ、職員が学び日常の中で啓発活動を行うことで、コスト効率や人員効率につながる。

総合評価	日常生活でのあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが人らしく生きていくためには、市民一人一人に向けた事業の取り組みが必要である。今後の課題は、一人でも多くの市民がこの事業に参加してもらうため、事業の日程や内容の見直しも必要である。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	人権教育推進事業については、地対財特法が平成13年度を持って廃止となっている。その後の、人権教育であるが、日常生活の中で全ての差別や偏見をなくすために、基本的人権を尊重する教育は必要である。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	人権を尊重し差別や偏見をなくす社会の構築は重要である。常に啓発をすることにより心の問題の解消が図られる。よって、事業を維持継続する。			